

【災害復旧において大事なこと】

被災された皆様はあまりのショックに、なにから行えばいいか、何をすればいいのか困られている方々もいらっしゃるかもしれません。

私たち福岡県行政書士会では、被災者の皆さまが一日も早く日常の生活を取り戻せるように、情報提供を行ってまいります。一緒に一歩ずつ復旧・再建を進めていきましょう。

【1】悪質業者にご注意ください

提供するサービス内容と大幅にかけ離れた報酬、経費の水増しを提案するなど悪質な業者などが訪問することが被災直後にはあります。十分にご注意ください。また、行政書士、弁護士、司法書士などの専門職ではない者が申請書類作成を誘引する例も過去の災害では報告されています。書類作成につきましては、行政書士などの専門士業にご相談ください。

ご不安なとき、被害にあわれたときは、消費者ホットライン「188（いやや!）」、お近くの警察署（110番 / 警察相談専用電話「#9110」）にご相談ください。

【2】罹災証明書・被災証明書は必ず取得する

自宅が被災した際に公的支援を受けるためには「罹災証明書（りさいしょうめいしょ）」「被災証明書（ひさいしょうめいしょ）」が必要になります。罹災証明書とは被害程度を公的に証明する書類のことで、各自治体で申請・発行を行います。

災害復旧に伴う給付金・補助金・貸付金請求などを行うときは、「罹災証明書（りさいしょうめいしょ）」若しくは「被災証明書（ひさいしょうめいしょ）」が原則として必要になります。

罹災証明書・被災証明書は被害程度を公的に証明する書類のことで、各自治体で申請・発行を行います。

【3】罹災証明書・被災証明書を申請する際は写真を撮影する

罹災証明書・被災証明書を申請するには、被災した箇所の写真が必要となります。その時に撮影時に重要なポイントがいくつかあります。

- ①被災の様子が分かるように複数方向から撮影する
- ②浸水時の高さが分かるように、定規やメジャー、若しくは人などの比較しやすいものと一緒に撮影する
- ③屋外設備（エアコン室外機・配管）や、屋外に置いているもの（自動車・物置・納屋・農機具）も忘れずに撮影する
- ④内装（天井、床下、壁、畳）や、濡れてしまった家具・什器・家電の被害状況も記録する
- ⑤什器・備品は可能であれば、製造者・型式・製造番号が分かるように撮影する

【4】被災した設備・備品はなるべく捨てない

災害復旧に伴う各種請求申請を行うときには、被災した設備・備品について、様々な観点から確認が行われます。罹災証明書・被災証明書取得の際に、写真を撮りますが、申請時に確認事項に回答するためには、保存することが可能なときは、捨てずに残しておいた方がいい場合があります。（汚損状況・臭いなどが激しい場合などは柔軟にご判断ください。）

【5】被災した施設・設備の所有証明、使用証明書類を探す

災害復旧に伴う各種請求申請を行うときには、被災したことがわかる写真・申請者の所有物であることを証明する書類の提出が必要となる場合があります。

登記簿・名寄帳兼課税台帳等・償却資産台帳・車検証などで証明することがほとんどですが、会計帳簿である固定資産台帳、購入時の請求書（領収書）、認められる場合もあります。これらの書類や設計書・仕様書などが汚損しているときでも、破棄せずに保管するようにしましょう。

【6】申請前に事前に修理・購入する際には注意が必要です

早期の復旧が必要であり、各種請求申請より前に、工事・修理・購入を行うこともあると思います。その場合には特に注意が必要です。以下の点を意識してください。

①被災した施設、設備の性能と同等のレベルでの工事・修理・購入をしましょう
高額な工事・修理などの場合は設計書・内訳明細書、購入の際には、設備の仕様書などが同等性・同品質の証明となることもあります。相手先に確認して取得できるときは、取得しましょう

②原則、複数者の見積（相見積）を取るようしましょう

【7】車両を修理せずに購入する際には注意が必要です

被災車両についても、修理をすることが原則となることがほとんどです。もし、水没・不動などが原因で、修理ではなく車両購入が必要となったときは、今後の使用が不可能であることを確認するため、以下の書類が必要となります。なお、損害保険請求の場合はその可否を含めてご加入の保険会社に必ずご相談ください。

- ①「修理不能証明書」
- ②「永久抹消登録」、
- ③「使用済自動車引取証明書」など

なお、内閣府では上記説明以外にも様々なことについて案内しています。詳しくは以下のリンクをクリックしてください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

以上

福岡県行政書士会 相談窓口

- 受付開始：2025年8月18日～
- 窓口：福岡県行政書士会事務局
- 電話番号：092-641-2501
- 受付日時：平日 午前10時から午後3時まで